令和2年5月12日

各位

ジョブコーチ連絡協議会

会長　酒井京子

「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響に対する緊急要望」の回答について

　ジョブコーチ連絡協議会として新型コロナウィルスによる緊急事態宣言下でのジョブコーチ支援(職場適応援助者支援)について厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課に対し4月23日に要望書を提出し（別添１参照）、回答が示されましたので情報提供致します。

○要望1

コロナウイルスの影響による「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」の扱いに関し、対面でなくとも顔の見える方法（Skype、Zoom等）であれば助成金対象と認めるという対応について、労働局により見解にばらつきが見られるため、全国の労働局及び認定法人への周知徹底をお願いしたい。

【回答】

全国への周知を徹底することとする。

○要望2

緊急事態宣言への対応を理由として職場適応支援の実施が困難となった場合に「顔の見える形での代替え手段」で支援実績と認められたが、特例的に電話、Line、メール等、顔が見えない手段による連絡調整ついても実績として認められるようお願いしたい。

【回答】

就労定着支援事業においては電話等による支援も定着支援の扱いとして認められているところであるが、職場適応援助者による支援は1回毎の支援に対する助成金であり、質を担保する意味でも一定のハードルを設けることは必要である。

○要望３

職場適応援助者の支援の場所として、在宅就業も認めていただきたい。

【回答】

事業所を訪問せずに支援を行った場合（在宅勤務の支援対象障害者の自宅等を訪問して支援を行った場合やＩＣＴ等を活用して遠隔支援を行った場合等）、支援の対象とする。ただし、その場合、支援日の調整や支援内容の報告・雇用管理上の助言は、事業所に対して行う必要がある（電話・メール等でも可能）。

○要望４

支援実績の根拠については、本人や企業担当者のサインを得ることが必要であるが、非常事態の現状にそぐわない点が多く、可能な限り柔軟な方法を検討していただきたい。

【回答】

様式第９号へのサイン又は押印を支援当日に事業所が行うことが困難な場合には、後日訪問した際や様式第９号の郵送により、事業所のサイン又は押印を行ってもらう。または、事業所がサイン又は押印した様式第９号をＰＤＦ化したものを印刷し、添付しても差し支えない。

○要望５

支援計画通りの実施が難しい状況が頻出しているが、支援計画変更を職業センターと協議して進めることも困難な状況であるため、期間の短縮または延長、支援の場所や支援内容の変更等の承認について、口頭での協議の上、書類による確認は事後にする方法など、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

【回答】

外出自粛等様々な状況により、センターへの変更手続きが事前に行えない場合は、メール等によりセンターに対して事前に相談・協議し、センターが支援内容の変更を了承した日（メールやＦＡＸ等により確認できる場合に限る。）を追って計画の変更日として取り扱うこととする。

○要望６

職場適応援助者養成研修受講者については、「訪問型及び企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を養成研修の修了後６か月以内に初めての支援を実施した場合に受講料の１/２が支給」されることとなっているが、支援の開始ができない状況もあり、6カ月の期限を1年間に延長するなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

【回答】

修了後早期に支援を行うことが困難となる場合もあるため、緊急事態宣言の期間の末日の翌日から６ヶ月以内に初めての支援を行った場合については、研修修了日から６ヶ月以内に初めての支援を行ったとみなすこととする。

（修了日が令和元年８月１日から緊急事態宣言期間の末日までの研修受講者が対象）

**別添1**

令和2年4月23日

厚生労働省 職業安定局 雇用開発部

障害者雇用対策課長 小野寺徳子　様

地域就労支援室長　澤口浩司　様

ジョブコーチ連絡協議会

会長　酒井京子

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響に対する緊急要望書

新型コロナウイルスの猛威により緊急事態宣言が出され、障害者の就労状況も大きな影響を受けております。担当業務の変更や在宅就業の指示が出されるなど、急激な変更が各所で発生しています。このような状況下では、職場適応援助者が障害者本人及び企業担当者と綿密に連絡を取り、状況を把握し、就労安定のための調整を図ることが重要と考えられます。しかし、職場における対面支援を基本とする職場適応援助においては、助成金規定に様々な制約があり、支援に著しい制限が生じています。つきましては、以下の諸問題についてご理解を頂き、柔軟に対応できる旨を明示した事務連絡を発出して頂きたくご要望申し上げます。

1. コロナウイルスの影響による「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」の扱いに関し、対面でなくとも顔の見える方法（Skype、Zoom等）であれば助成金対象と認めるという柔軟な対応をしていただき、ありがとうございます。しかしながら、現状では労働局によって見解にばらつきが見られます。全国に緊急事態宣言も出ましたので、対応方法について全国の労働局及び労働局から認定法人への周知の徹底をお願いします。また、今後、問い合わせ等にも対応できるよう、ジョブコーチ連絡協議会にも併せて周知をお願いします。
2. 職場適応援助者の支援について、「顔の見える形での代替え手段」で支援実績と認められる件について、障害者や企業担当者によって「スマホ等の機器が使用できない」、「Wifi等の受信環境が整っていない」等の事例もありますので、当分の間、特例的に電話、Line、メール等、顔が見えない手段による連絡調整ついても実績として認められるようお願いします。
3. 非常事態宣言によって就業場所が在宅になっている事例が増えております。しかし、テレワーク、在宅就業に関する経験が十分でないことから、知的障害や精神障害のある人が、在宅での仕事の仕方、事業所との連絡等に困難を抱えています。さらに、在宅状態で不安が高じ、家族支援が必要になっている例も散見されます。そこで、職場適応援助者の支援の場所として、在宅就業も認めて頂き、且つ、後に述べますように支援計画の変更について柔軟に対応頂きますようお願いします。
4. 上記の1～3では、非常事態であるが故の柔軟な支援の形態や方策が必要となります。支援実績の根拠については、本人や企業担当者のサインを得る問題をはじめとし、非常事態の現状にそぐわない点が多くなっております。したがって、支援記録、支援実績の根拠の残し方、それらの確認方法などについて、当面の特例として、可能な限り柔軟な方法を検討して頂きますようお願いします。
5. 既に支援が行われている事例については、支援計画通りの実施が難しい状況が頻出しています。しかし、支援計画変更を職業センターと協議して進めることも困難な状況であるため、期間の短縮または延長、支援の場所や支援内容の変更等の承認について、口頭での協議の上、書類による確認は事後にする方法など、可能な限り柔軟な対応をお願いします。
6. 職場適応援助者養成研修受講者については、「訪問型及び企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後６か月以内に初めての支援を実施した場合に、その受講料の１/２が支給」されることとなっていますが、支援対象者の自宅待機や休業などにより研修修了後6ヶ月以内に支援開始ができないケースや、職場定着支援員の配置予定者の養成研修受講ができない状況などもあります。特例として6カ月の期限を1年間に延長するなど、可能な限り柔軟な対応をお願いします。

以上